

行政常任委員会会議録
〔平成 27 年第 1 回定例夕張市議会付託〕
平成 27 年 3 月 18 日(水曜日)
午前 10 時 30 分開会

◎付託案件

- (1) 議案第 1 号 平成 27 年度夕張市一般会計予算
- (2) 議案第 2 号 平成 27 年度夕張市国民健康保険事業会計予算
- (3) 議案第 3 号 平成 26 年度夕張市市場事業会計予算
- (4) 議案第 4 号 平成 27 年度夕張市公共下水道事業会計予算
- (5) 議案第 5 号 平成 27 年度夕張市介護保険事業会計予算
- (6) 議案第 6 号 平成 27 年度夕張市診療所事業会計予算
- (7) 議案第 7 号 平成 27 年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
- (8) 議案第 8 号 平成 27 年度夕張市水道事業会計予算
- (9) 議案第 14 号 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (10) 議案第 15 号 夕張市立幼稚園設置条例の一部改正について
- (11) 議案第 17 号 夕張市介護保険条例の一部改正について
- (12) 議案第 20 号 夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- (13) 議案第 21 号 夕張市汚泥再生処理センター設置条例の制定について
- (14) 議案第 25 号 夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- (15) 夕張市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

◎出席委員 (5 名)

小林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席委員 (3 名)

大 山 修 二 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君

◎出席参与

市長、板谷監査委員、教育委員長、教育長、理事、消防長のほか、関係の室長、課長等

午前 10 時 30 分 开会

●高間委員長代行 それでは、ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

●高間委員長代行 本日の出席委員は 5 名であります。

欠席委員は 3 名であります。

ほかに議長が出席されております。なお、大山委員長及び島田副委員長については、所用のため、藤倉委員については病気のため欠席する旨の届け出がなされております。

この場合、夕張市議会委員会条例の第 9 条第 2 項の規定により、年長の議員が委員長の職務を行うことになっておりますので、ご了承願いたいと思います。

次に、参与の出席であります。市長、板谷監査委員、教育委員長、教育長、理事、消防長のほか、関係の室長、課長等が出席されております。

●高間委員長代行 次に、本日の常任委員会の進め方についてありますが、まず、財務課より報告を受け、これに対する質疑を行い、終了後に本常任委

員会に付託されました案件の審査を行ってまいります。

審査の進め方についてであります。本会議において理事者から提案説明がなされておりますので、直ちに大綱的な質疑を行い、次に、一般会計は歳出より款ごとに、そして他の会計は会計ごとに一括して順次審査を行い、最後に審査結果の取りまとめと採決を行いたいと考えておりますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

なお、本常任委員会は、本日 1 日の開催となっておりますので、議事の進行につきましては、特段のご協力をお願いいたします。

それでは、財務課より報告を受けてまいります。

●高間委員長代行 財務課どうぞ。

●石原財務課長 おはようございます。

財務課から 2 件につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

まず 1 点目でございますが、平成 26 年度補正予算についてでございます。

この内容につきましては、繰越明許費であります。第 1 回の今定例市議会初日におきまして、平成 26 年度一般会計補正予算の可決をいただいたところでございますが、そのうちの夕張再生エネルギー創出事業につきましては、平成 26 年度において事業が完了しない見込みのため、事業予算について翌年度に繰り越すものとなったものでございます。

したがいまして、現在、開催中の第 1 回定例市議会におきまして、資料 1 の記載内容により議案の追加提案をさせていただきまして、ご審議をいただいているというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、資料 2 でございます。地域活性化地域住民生活等緊急支援事業、地方創生先行型の事業でございます。

この案件につきましても、市議会初日におきまして、一般会計補正予算の可決をいただいたところでございます。

本事業は、国の補正予算に伴うものでありまして、2 月に開催された行政常任委員会におきまして、6 項目にわたる事業の概要を説明、報告を申し上げたところでございますが、その後、事業実施計画につきまして内閣府と協議を重ねてきた結果、最終的な事業概要を資料 2 のとおり提出したものでございますので、これをもって報告をしたいと思います。

以上、財務課からの報告を終わらせていただきます。

●高間委員長代行 それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

●高間委員長代行 以上で、報告事項について終了いたしましたので、これより付託案件の審査に入ります。

大綱的な質疑を行ってまいります。

厚谷委員。

●厚谷委員 それでは、大綱的な質問ということで、市の地域おこし協力隊の関係でございますけれども、市の方で新たな事業を起こすに対して、やはり国費であるとか、国の制度を活用した取り組みが多々行われているわけでございますが、その中で新年度においても地域おこし協力隊の派遣事業が継続をされるという状況になっていると思えます。

観光事業、それから農業に関しては恐らく 3 年締めということで、いわゆる規定されている最後の年度を迎えることになると思うのですが、この 2 年を振り返って成果、あるいは課題がどうであったかということと、それからほかの自治体では例えば地域おこし協力隊が地域によって報告会を開催しているようなケースもお聞きするところなのですが、夕張市については予算の関係も多々あるかというふうに思うのですけれども、そのあたりの開催について検

討の余地があるのかどうかということについてはいかがでしょうか。

●高間委員長代行 それでは、地域おこし協力隊について産業課長。

●木村産業課長 質問にお答えします。

まず、成果につきましては、効果というか、1 人は既に本市に定住が決まりまして、一応、今年度をもって卒業をすることとなりました。

また、これまでの 2 人の隊員の活動につきましては、たくさんの市民の皆様や関係の企業、団体の皆様から頑張っているという声が、好意的なそういう声が多数寄せられております。

また、地域のイベントガイドにいまや欠かすことのできない存在になりつつあると認識をしております。

課題につきましては、農業振興につきましても、農業振興協議会と毎年、協議をしながら活動内容を決定しているところでありまして、特段、今のところは課題というものはないと認識しております。

また、厚谷委員から報告会の開催についてということですが、これにつきましては他市町村でもやっていて効果があれば少しでも検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

●高間委員長代行 ほかにございますか。

熊谷委員。

●熊谷委員 教育の問題でお聞きしたいと思います。

今回、予算編成の中で子ども向けの本の購入ですとか、施設内の読書スペースをつくると、そういうことが出されておりました。

昨年の 9 月議会で教育の問題で本会議でお聞きしたときに、改善プランの作成で成果が出ていると、特別支援員の加配ですとか、教師の加配ですとか、ティーム・ティーチングや習熟度別授業の一部実施、それから小・中の長期休みのときの取り組みとしては、朝活キッズなどで、市の職員などのボランティアをしながら 1 週間で 5 名の参加があつて、大変よ

ろこばれたという、そういう報告がありました。

今回、子ども向けの本の購入ですとか、読書スペースを設けるということは、これまでの中で読書の効果があつたというふうに書いてらっしゃるということでしょうか、その辺のことを教えてください。

●高間委員長代行 教育長。

●小林教育長 9 月議会の中でお話ししたように、今、読書のことについて言えば、まだ今年度の読書コーナーの人数についてはまだ集計終わっておりませんけれども、2 月までの段階でほぼ昨年に近いような数字が出ておりますので、全体としては読書の回数といいましょうか、そういったのは全体的に多くなってきているのかなというふうに、また、関連して小学校の方で読み書きかせ、ひなたぼっさんのほうで入っていただいておりますので、小学校、中学校含めて読書の量的なものについては年々増加しているだろうというふうに思っているところでございます。

したがいまして、今後も先ほどお話ししたような中身の中に向いて前に進めていきたいというふうに思っているところであります。

それから、もう一つ教員の加配の部分が、今お話ありましたけれども、これについても来年度に向けて小学校の方で言いますと 3 名、いろいろ種類がありますけれども、それは別として 3 名の加配、中学校の方も 3 名の加配ということで、4 月スタートをできるというふうな理解でいるところであります。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 今回、中学生の学力の向上ということで、学力テストのことが予算に載っていました。学力テストについては賛否両論があるのはもちろんご存じだとは思いますが、学力とかそういったことを把握するという意味では意味があると思うのですが、それに向けてテスト勉強をさせるような、そういう取り組みをされている自治体も出てきていて、それが教育に携わっている方たちの間では非常に問題ではないかと、本来の学力ということではなくてテスト勉強になっているのではないかい、

そういう危惧の念一部の面も聞かれるんですが、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

●高間委員長代行 教育長。

●小林教育長 今回予算づけした内容についてありますが、中学校の方でとりわけ子どもの実体験ですとか、そういったものを単に教科にかかわる中身の問題じゃなくて、子どもたちがそれを取り組めるような状況にどういったものが障害があって、どういったものが確保されているのか、そういった検査項目でありますので、私ども先ほど言ったように点数だけ上げればいいのかという考え方は毛頭ありませんし、今、毎年行われている文科省の全国学力学習状況調査、これはテストそのものは本当に毎日、行っている学力のある一部分についてできているか、できていないかという、そういう評価であるということについては、私どももそのとおりであろうということであります。

ただ、問題としては本当に子どもの実態を知った中でどう指導の工夫改善ができるのかということであれば、学校の先生方もその指導工夫のための改善のために資するという事で十分議論をいただきながら、今回、予算額計上させていただきました。

そのような捉え方をしております。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 私は予算書を見たときに、Q - U 試験というのですか、それが書いてあったものですから、ネットで調べてみました。

そうしましたら、Q - U テストというのは個人について、児童生徒の学級生活の満足感ですとか、学校生活の意欲、それから学級集団についての成熟の状態、学級集団の雰囲気、学級生活の満足感に関する児童生徒の総体的位置、学校生活の意欲に関する児童生徒の総体的位置ということで、この情報を解釈していくと不登校になる可能性の高い児童生徒はいないか、それからいじめ被害を受けている可能性の高い児童生徒はいないか、意欲が低下している児童生徒はいないか、学級崩壊に至る可能性はないか、学級集団の雰囲気はどうかと、そういうことがわか

るテストだということがわかりました。

それで、そこにおまけみたかったところが、ハイパーQ - U テストというのがあって、そこではソーシャルスキル尺度、要するに日常の行動を振り返るアンケートというのが追加で 440 円を支払うとそれが受けられるという、それが書いてありました。

ここにありましたのは配慮の問題、かかわりの問題、人間関係のことなのです。対人関係の基本的なマナーやルールが守られているか、人とかかわるきっかけや関係の維持、感情交流の形成ができているか、その点がこのテストでわかるとそういうふうに書かれておりました。

私は教育現場に 10 年ちょっといまして思うのは、やはりいじめの問題ですとか、それから学級崩壊に至るような、そういうクラスの問題、そういったことというのはやはり対人関係がうまくいっていないということも非常に大きな要因になっているなというふうに思います。

また、昨今の家庭の教育力というのが全体に下がってきているということもよく問題にされている状況ですし、全体的な貧困が上がっていて、国民の中では 6 人に 1 人が貧困だと、そういう数字も出ているような状況なんですけど、そのハイパーテストに関しては特に必要ないというふうにお考えだったのかどうか、教えてください。

●高間委員長代行 教育長。

●小林教育長 学校の予算組に要するに当たって、学校の方とも十分お話し合いをさせていただきながら予算立てしていたものですから、その部分、学校からこちらの方に指摘はなかったという理解でいるところでございます。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 今回は子どもたちの問題、それから子育て世帯の定住とか、子どもを支援していく大きな国の流れもありますし、市としてもそういう方向で進んでいるというふうに思います。

もし、その 440 円で子どもたちの人数が今それほど多い人数ではないわけですから、もし現場の先生

たちがこれがあった方がいいという要望があったときにはぜひ、これも検討していただきたいなというふうに要望したいと思います。

それで、もう一つは子どもたちの学力の面で中学生の学力向上ということも大きな問題なんです、中学生の学力向上させていくためには、小学生のころの低学年のときの分数、小数、そういったことの基礎学力がついていないということがよく言われております。

それで、他の地域ではボランティアの方が無料塾を開いて、そういう地域でそういう取り組みをしていて、最初は少数から始まるのだけれども、その二、三人の子どもたちの兄弟ですとか、友達とかが少しずつふえていって、結構その地域ではそこに集まって来て勉強する、そういう空気が出てきていると。

本当に今、先ほどもいろいろなことを申し上げましたが、家庭の教育力がだんだんと落ちていって、地域の教育力も落ちていくというふうに言われているのですが、それがまた地域の教育力にもつながっていったり、家庭でうまくやれない、お父さんもお母さんも仕事が忙しかったり、残業も多かったりでなかなか子どもと接する時間がとれないという中で、子どもたちの居場所づくりにもなっている、そういういい方向が出てきているし、そのことについては近所の方ですとか、父母の方たちからも差入れがあったりして、それでおやつを食べながら居場所づくりになって、子どもたちの情緒も非常に安定してきているという、そういったことがある新聞に載っております。

そういったことを夕張はボランティア活動が本当に盛んで、映画祭にボランティアの方もたくさんいらっしゃるのですが、そういったことにもボランティアの方向で、市として声かけをしていただければいろいろな形のボランティアが立ち上がるのかなというふうに思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

●高間委員長代行 教育長。

●小林教育長 この問題につきましては、先日の

子育て世代との話し合いの中で出てきたところです。

学校支援ボランティアの中身については、従来もお話ししておりますように子どもの安心・安全にかかわる活動なりとか、あるいは学校でどうしてもできない部分、草刈りも含めて、そういったことをいろいろやっていたという状況にあります。

その中で先生方のOBもかなりの数、参加していただいているという状況にありまして、そういう中で何とか組織立てをして、今、おっしゃられたような活動が地域で展開できないのかということも、一度議題に上げて話し合われたこともありました。

ただ、現状としては教育委員会は、その方々にこれやるから何とか1週間に2回くらいはここ来てやってくれという、そういった話し合いの中ではなかなかうまくいかないという部分もありますし、また一方では市内における先生方OBですね、OBの方々も高齢化といえますか、70代から80代にかけての方が圧倒的に多いという状況があつて、機会あるごとにいろいろな話はしておりますが、まだその段階には至っていないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

また、一方では退職された先生方も、この2年くらいの中で何名かいるのですけれども、今も再任用制度というのがある、基本的にはそちらの方で働きたいという方が、60代の前半の方に圧倒的に多いので、そういったような状況がありますけれども、十分、学校支援にかかわる協議会のほうともこの話をいろいろ、今後ともお話ししていきたいというふうに思います。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 無料塾についてはわかりました、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

これは毎回言っている就学援助のことについてなのですが、生活保護世帯の1.1倍の基準というのが今、夕張市の基準で、ほかの地域では1.3倍、中には1.4倍の地域もあるわけです。

そういう中で、毎回、なかなか総務省がうんと言ってくれないというご答弁いただいているのですけ

れども、今回、後で貧困問題についてもお聞きしたいと思っているのですけれども、本当に貧困を何とかしようということが国の方針にもなってきていますので、何とか就学援助の枠を 1.3 倍ぐらいになるように努力していただきたいというのが一つと、それから先日、中学校の先生だったか、校長先生とお話させていただいたときに、修学旅行に行けないお子さんがいるということをおっしゃっていたと思います。

生活保護を受けていると修学旅行の費用は出るわけですよね、就学援助の方も出るのだと思うのですが、やはりそこを受けられない狭間の中で行けない生徒が出てしまうという状況があると思うんですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

●高間委員長代行 教育長。

●小林教育長 今、修学旅行の話がありましたけれども、今のところそういった事例があったというのは少なくとも中学校では聞いておりません。小学校のほうで一部そういうご相談が教育委員会の方にもありまして、いろいろ工夫しながら行ける体制はつくったのですけれども、なかなか状況が整わなくて、結果的には行かなかったということがあったというふうには理解しております。

それから、この準保護の 1.1 倍の問題、基準は先ほど来からご承知のように国の基準があって、今回の予算の計上も、その前の基準の段階でも 1.1 倍ということで予算を計上させていただいています。

道内的には確かに 1.2 倍とか 1.3 倍というのがいますし、基準を国の厳しい基準の方に合わせたというところも聞いておりますけれども、いろいろ現状の中で今回については今までの基準の中で 1.1 倍ということで見させていただいたところであります。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 はい、わかりました。

本当に一生懸命、市民の方に頑張っていらっしゃるなということが伝わってまいります。ぜひ、これからもどうかよろしくお願いいたします。

●高間委員長代行 ほかにございますか。

角田委員。

●角田委員 それでは、27 年度に市民課汚泥再生処理センターが竣工されます。ここについて今後の考え方も含めて聞いておきたいと思います。

これまで、いわゆる若菜以北、以南の中で、下水道が完備する、しないということの中で、やはり清水沢以南の地域については下水道設備がありません。

その中で、古い話になりますが、中田市長時代の話から下水道をやるときには夕張中に下水を引くということが一つの行政として約束事の一つにありました。その方がいろいろな関係で若菜でとまるということの中で、後藤市長時代に合併浄化槽をつける方には補助金を出しましょうということで、どうしても水洗トイレのようなものをしたい方には 3 分の 1 の設置の補助をしましょうという制度となって、現在に至っています。

その中で、清水沢以南の住民にとっては本来、下水道があれば下水道を使いたかった、その中でどうしても現状はくみ取り式の便槽 を持ったトイレしか持てないのが現状であります。

そのときに、新たな施設を建てる、つくるということ、これまで使い古して、もう大きくて効率が悪いということが大前提にありながら、国の理解も得ながら新たなものをとということの説明を受け、今に至っていると思います。

その中で、瓶回収方式ということも含めて、いわゆる資源を集めながら新しいものをとということの考え方で、これまで来たはずです。

先般の委員会、行政常任委員会の中で、やはりこれまでは処理料というのはいたっていない中であって、今後はいただくことになります。それも、段階を踏んでということの中で説明を受けたところです。

ここら辺の考え方、いまいちこれから市民周知はどんどんしていくんでしょうけれども、なぜ住民負担に処理料がついてくるのかということに関しては、なかなか理解しにくいところがあります。というのは、下水道を使いたくても使えなかった住民にとってすれば、今までよりもなせ料金上がるんだと、

この説明が非常に大事だと思うし、資源化とした瓶を回収した中で、ではその瓶を売ったお金はどうなるのかという疑問も出てくるところで、ここらのまず方向性、それから 6 月 30 日竣工予定になっていますけれども、ここからどういうふうにこの汚泥処理センターが運営されて、なぜ住民負担を求めなければ維持ができないのかというところをしっかりと説明しておく必要があると思うんです。

そこら辺、今、現段階で市民課長の考えるところ、市長も含めてですけれども、その辺をまず今年度の予算に審議の以前に、ちょっと方向性を説明しておいていただきたいというのがあります。お願いします。

●高間委員長代行 市長。

●鈴木市長 角田委員のご質問ですけれども、そもそも選択肢という切り口でご質問をされていると思うのですが、整備されていない中で、選択肢がない中で改修にかかる経費が一方的に上がるっていう不平等があるのではないかというお話ですけれども、そもそもし尿処理に当たって、施設運営に当たって行政常任委員会でご説明させていただきましたけれども、それぞれ浄化槽処理だとか、浄水だと引いているところも比較して、今の処理料が非常に維持管理の意味で言えば負担が今まで非常にあった中で運用ができてきたということがあります。

これは大規模施設で非効率で人口規模に応じた、適正規模のダウンサイジングしていく今回の施設でありますけれども、その規模であっても当然、維持管理に関する経費はかかっています。

ですから、再建、計画策定時において単純に 4.3 円の引き上げということで整理をされましたけれども、余りにも今、社会状況等変わって段階的に料金を上げていくのかという経過措置は設けたものの、基本的には必要な経費について市民負担をそれぞれ求めていく、現実的にどこまで急激な値上げにならないような配慮も含めてやるかというところで設定しますので、選択肢が例えば仮にあるないという議論もありますけれども、基本的には生活する上でか

かる費用となってきますので、そこは丁寧な住民説明を含めて理解を得られるようにやっていく必要があるというふうに認識しています。

●高間委員長代行 角田委員。

●角田委員 新たなものをつくったわけなので、一定程度、住民負担が必要ということが十分説明されないと、今まで大きくて効率の悪い施設からコンパクトで効率のいい施設、しかも瓶を回収するということを含めて、効率のいいものをするということの前提の中で進められてきた中で、効率のいいものができたのになぜ住民負担が必要なのかという疑問が残るのです。

そこで、これは国との協議の中で、夕張の中で古い施設を壊れてしまったのでは、これは機能不全になってしまうので、壊れる前に手だてをとという考え方が一つあったと思うのです。

その中で、建設費用含めて考え方として十分その辺が周知されないとなぜという疑問は消えないのです。そこら辺を丁寧に説明しないと、今後、住民説明会もするのでしょうかけれども、私は上水道の水瓶を新しくした中で料金を一部負担をとということの話と、こちらの汚泥処理の関係とは同じレベルではないと考えていますので、なぜ必要かということの料金負担を市民に求めなければいけないのかということとを十分、事前に説明しておかなければならないと思うのです。

それは今後、住民懇談会だとか説明会をする中で、事前になぜのところを詳しく説明する必要があると考えていますので、そこら辺は今、考え方はわかるんです。新しいものをつくるのには住民に一定の負担が必要という原則がある、ただ、効率のいいものをつくるのに、つくったのに、今まで効率の悪い中で負担料を求めなかったのに、なぜなのという疑問が残るのです。そこら辺を十分整備した上で説明する必要があると思うのですが、課長いかがでしょうか。

●高間委員長代行 市民課長。

●芝木市民課長 平成 27 年度の 7 月からし尿処理

料を徴収するに当たり、新しい汚泥再生処理センターの建設の経費をいただくということで、これまで説明を行ってまいりました。

新しい施設に関しましては、角田委員おっしゃったように従前、非常にタンクが三つ、四つあって、そこで処理槽が別にあったというところから、一つのビルの中で収まるというような効率のある意味コンパクトな外観の施設になっております。

ただ一方で、初動の維持管理の費用に関しては、こちら皆さん行政常任委員会でも一度ご説明したかと思うのですが、維持管理コストに関しては薬品の量だとか、電気の量だとかということも、逆に増える部分というのが一部ございまして、トータル的に見るとそれほど旧施設と変わらない部分となっております、そちらに関しては財政再生計画にも同様な形で計上しているところでございます。

新しい処分料を徴収するに当たり、考え方の一つとして、これまで受益者負担としてし尿を処分するという旧処分施設というのはいただいてこなかったという経過がございます。これは、なぜいただかなかったということに関しては歴史的経過というものもあると思うのですが、ちょっとそこら辺、私も勉強不足で承知してないところがあって申しわけないのですが、ところが施設を維持する上でこれから特に私どものような小さい自治体の中で施設を維持するのに受益者負担というところの考え方はあるのかなと。

先ほど申したように、これまでし尿処理に関しては便槽から収集運搬するところで市民にお支払いいただいている、ところが市の施設にその汲み取ったものを入れて処分することに関する処分料には関係はいただいてこなかったと。

そういったことがこれからは新しい施設をつくることをきっかけとして、ひとついただくことをご理解いただけないかなというところが今回の考え方の一つなのかなと思っております。

●高間委員長代行 角田委員。

●角田委員 課長の説明困ると思うのですという

のは、今まではいただかなかったのに、今度からいただきますというところの、この境目をどう説明するかということがやはり肝心なのです。

これが今まではいただいてこなかった、今までだって費用は当然かかったはずです。だけれども、これからいわゆる処理に要する費用は余り変わらないけれども、新しいものが建ったのだよというのが一つ、違うところにはあります。そこら辺をよく説明しないと、それは公共的な施設であって、やはり夕張が国との協議の中で地元負担もここまでという約束の中で建てたものということがよく伝わらないと、そこら辺の説明が肝心だなと思うのです。

そこら辺に備えて、これから 5 月、6 月にかけて住民の説明があると思うのだけれども、そこだ思うのです。今まではただでできたのに、施設が新しくなったから有料ですと言われても、そこはすんと落ちないところがあるのです。

だから、そこら辺をこれから整理して、ある意味、住民と対峙する中ではよくわかりやすくするためには、そこら辺の考え方、新しくなったから有料なんですと言われても、今まではなぜ無料だったのかという疑問が残ってしまう。新しくなったら突然、有料だったら、新しくなくてもよかったのにという選択肢がないことも含めていうと、よく説明しないと、やはり壊れてしまってからでは遅いということを説明しなければいけないし、やはりこれから 10 年、20 年、30 年という中で使っていくには更新しなければならないという事情もちゃんと説明しなければいけないし、そこら辺を十分説明した上で、市民にわかりやすく説明していただきたいと、こう思っていますので以上、答弁お願いいたします。

●高間委員長代行 理事。

●鈴木理事 角田委員からのご指摘でございますけれども、まず住民への説明ということを丁寧にとということを受けとめました。

ということで、我々の方でやっていく考え得る限りではないですけども、つまり何をやるかといったら広報でやると、それからきめ細やかに住民説

明会ということで今おっしゃられたようなことを説明していくということでございます。

しかしながら、こういった決定に至った経緯ということは、平成 21 年度財政再生計画、このときに今、ご意見のいただいたことということは既に話し合われて 4.3 円、つまり 3 分の 1 程度の受益者負担ということをもとに、これはし尿処理にととまらず、全ての行政サービス、つまりは財政再生計画にはこれを盛り込まれた上でつくられたものでございます。

つまりは、これを基準として考えなければいけないということで、今回、我々の提案というのは、この 4.3 円というのがいろいろ社会事情とかも含めて、またそういったことを総合的に勘案して、やはりもう少し提言しなければいけないのではないかということ、ぎりぎりの線で決めたということは、ここの議論のスタートとしてはぜひご認識していただきたいと思ってございます。

角田委員のおっしゃっているような、しかしながら住民の方に対しても当時、説明してますけれども、実際、直前に至るに今に当たって、おっしゃったように今までやっぱりそういった処理料というのは取っていませんので、何で取るのですかということとはやはり受益者負担とかいろいろと、なかなかご理解いただけないような、難しいようなことを説明していかねばいけないと思いますが、そういった総合的なというか、いろいろな観点から、またはいろいろな質問を受けてご理解を得たいと。

そのための説明会となると、繰り返しになりますけれども、多く開催します。議決いただいた後にそれは市役所としてはやっていきたいと思しますので、ご理解いただきたいと思います。

●高間委員長代行 角田委員。

●角田委員 流れとしてはそういうことなんでしょう。

ごみも含めて言う则有料化ということも含めて、ある程度、時間をおきながらやって、今もそこでは決定されているということを含めていうと、十分な説明が必要だなというのが一つ。

財政再生計画 4.3 円ということであれば、本来であれば、もっと以前から上がっていなければいけないものが、新しいものができた折から上がるということに対しても、やはり丁寧な説明が必要なのです。

そこで、改めてそういうことで要望しておきますので、わかりやすく説明してください。お願いします。

●高間委員長代行 ほかにございますか。

関連でなくても、別でも構いません。

厚谷委員。

●厚谷委員 それでは、予算編成総体のことで 1 点お尋ね、確認をさせていただきたいと思うのですが、財務課の担当になるかと思うのですが、予算編成するに当たって、例えば目的別歳出の性質別のそれぞれ経費の中で、いわゆる総務省と協議の必要のないというか、例えば内部での予算の組みかえということも含めて、再生計画も盛り込まれていないけれども、若干予算の上積みも必要なものであるとか、そういったことについては以前、相当予算のやりくりも厳しかったような記憶もあるのですが、最近は割と柔軟に対応できているのかどうか、そのあたりについていかがでしょうか。

●高間委員長代行 財務課長。

●石原財務課長 ご質問にお答えしたいと思いますけれども、ご承知のとおり昨年の 8 月で第 3 回の三者協議を終えたところでございまして、毎年毎年、やはり内容の違う議題をもって三者が合意に達するという目標を持ってやってきたところでございます。

昨年におきましては、ご存じのとおり懸案事項がどうのこうのというほかに、将来、中長期的にわたってこういう課題をどのようにして解決していくのかということを議論したところでございまして、次の住宅再編事業の第 1 期工事、この期間に向けまして 6 年間の間、懸案事項をどのようにしたらいいのかということ細かく議論させていただきまして、最終的には一遍にこの 6 年間分を計画変更するというお話にはなりませんでしたが、一応、これらの上げた課題につきましては今後、その時点をも

って予算に反映するための計画変更、これに向かって進むべきであろうという結論を得たところでありまして、今までの単年度単年度で予算でどうするかということに比べますと、かなり前を見据えた、5 年、6 年を見据えた事業の展開が図れるような担保がとれたというふうに理解をしております。

以上です。

●高間委員長代行 厚谷委員。

●厚谷委員 済みません、私の質問の仕方もちよっと悪かったと思うのですが、今のは今のでありがとうございます。

それで、お尋ねしたかったのは、予算編成を開始するに当たって、それぞれ各経費の単票といいますか、財政再生計画計上額からスタートすることになると思うんですが、例えばその金額に上積みをしたというような各課から状況が出てきたときは、おおむねそれも財源の必要な話ではあるんですが、そういったところには以前と比べて割と対応しやすくなっているのかどうかということで済みません。

●高間委員長代行 財務課長。

●石原財務課長 お答えします。

今の厚谷委員のご質問の内容につきましては、計画に搭載した計画事業費、これを上回った要求になった場合、その予算財源というのは、埋めなければならない話になるわけですが、これは総務省としての協議の中で、どのような展開になってきたのかというような内容かと思います。

それにつきましては、事業費の中の問題、それから款の大きく言えば款の中でこの財源を捻出するということは、100 増えれば、100 どこかでこれを詰めるというような工夫をもってやることで、大臣同意の出来るという現状でございます。

●高間委員長代行 ほかにございますか。

熊谷委員。

●熊谷委員 市民の健康づくりという面からちょっとお伺いしたいというふうに思います。

今回、予算書見えていますと人工透析のところで 62 万 4,000 円増えていて、人工透析の方たちの増加な

のかなというふうに思うのですが、今現在、何人から何人に増加しているのか、そこをまず教えてください。

大綱的に言いたいのは、こういうふうに増えている状況の中で、今度、診療所をつくるときには、そういう透析のことも考えた診療所にすべきではないのかというのが主眼なのですが……

●高間委員長代行 板垣保健福祉課生活福祉担当課長。

●板垣生活福祉担当課長 熊谷委員の透析患者の通院の移送費のことで、ちょうど予算書の中で触れられているちょうどいいかと思うのですが、現在、9 名の方に対して通院費について助成しております。

人工透析の場合、財政破綻前、市立の市内の病院で透析できたわけですが、破綻を機にできなくなったということで、当時、社協さんですか、いろいろ力をかしていただきまして、岩見沢市立の総合病院に患者を通院できるようにしていただいたということで、当時の岩見沢市立の副院長先生ですか、非常に骨を折っていただいて、夕張市の市民のために月水金の午前中は夕張のために確保するだとか、非常に経過がございました。

それを引き継いで今現在、透析患者の友の会、この会員の方に対して通院移送費を支給しているという状況でございます。

人数的には変わってはいないです、26 年度予算と 27 年度予算では変わってはおりません。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 人数が今、何人いるのかとはっきり教えていただきたいということと、それからさらに市民の健康づくりという面で、今、高齢者の方たちから要望を受けているのですが、貯筋体操は貯筋体操でいいと、だけれども、もっと自由に、特に冬の間ですね、雪が降らない前は道路を歩くということでウォーキングができるのですが、雪が降ったり、路面が凍ったりしますと、滑って骨折とかということもありますから、ぜひ何か屋内でそ

ういう軽い運動はできるような、無料でできるようなことを何とか市でやってもらえないのかなと。

例えば今、使われている旧校舎なんか、そういうところを自由に使わせてもらえとか、何か空き教室を使っていいよとか、こんなふうに市民の健康づくりのためにそういったことが何かできないだろうかという要望をいただいているのですが、その辺はどうでしょうか。

●高間委員長代行 市長。

●鈴木市長 人数のお話が抜けていたみたいですが、予算上は人数に変更がないということで今、課長の方から、ちょっと聞き取りにくかったかもしれませんが熊谷委員にお答えしていたとおります。

あと、健康を維持する観点のお話については、いろいろ保健事業ですとか、各種健康増進にかかる事業というのは透析の方にかかわらず実施をしています。

会場、場所についても、地域の方々が参加しやすいようなところを考えていかなければならないという意味でいえば、廃校の利活用については全体的な議論の中で子育て環境の充実だとか、居場所づくりのところで議論していますので、そういう環境が確保できている場であれば、そういった選択肢の一つにもなり得るのかなと思っています。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 今、市長の答弁は高齢者についての、子どもたちの居場所づくりと同じように廃校などを考えているということでしょうか、よくわからなかったのをお願いします。

●高間委員長代行 市長。

●鈴木市長 子どもの子育て環境の充実という意味において、子どもだとか、子育て世代だけに限定して廃校を活用しようという観点では考えていません。

まちづくりマスタープランの中でも、それぞれの世代が交流できる場づくりということで市の方針についても掲げさせていただいている中で、そういっ

た居場所づくりというものもこれから取り組んでいくということで、市の中でも考えていますので、今、行っているさまざまな事業について、開催場所の問題等が、仮にあるのであれば、それも選択肢の一つになるのではないかなと。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 真意が伝わったかどうかちょっと不安なので、もう 1 回改めてあれなのですけれども、交流の場づくりももちろんいいと思います。市民の要望というのは、きょうは例えば市でやるこういう健康増進教室があるから来てくださいとかということではなくて、団体でやるのが苦手な方もいるわけです。そういう方が 1 人で例えば行ったとしても、そこを使って自由にウォーキングをしたり、ジョギングのようなことをしたり、ちょっと軽いことをやるという、そういう施設がほしいということなんで、そのところをちょっとわかっていただけたらと思います。自由にといいところがつくのです。

●高間委員長代行 市民に開放してということですね。それはちょっと要望ということでよろしいでしょうか。

●熊谷委員 いいです。

●高間委員長代行 はい、わかりました。

ほかにございますか。

厚谷委員。

●厚谷委員 それでは、地域再生計画のほうにも、そのメニューの一つになっていたと思うのですが、博物館の関係でございます。

それで、先般シンポジウムも開催されまして、具体的な動きがスタートしたんだというふう to 受けとめるところでございますが、これはあのシンポジウムが悪かったという否定のもとに立ってお話しているわけではないということをご理解いただきたいのですけれど、シンポジウム第 1 回目、開催した状況について、それぞれ市の開催主さまの方ではシンポジウムについてどういう評価をされているかということについて 1 点お尋ねしたいと思います。

●高間委員長代行 教育長。

●小林教育長 映画祭の期間中でありましたけれども、道内外からたくさんの方に来ていただいて、いろいろな観点でお話をいただけたのかなというふうに思っております。

私どもとしては初めてのああいったような形でのフォーラムになりましたので、これからの夕張における博物館が、ありようについてのスタート地点に立ったのかなというふうに一つは思っているところです。

そういった中で、Y o u T u b e、それから F a c e b o o k 等にもこの間の経過について出て、広く内外に評判、意見を聞こうというような段階であります。

今後の対応としては、お話させていただいたように運営協議会、まだスタートしておりませんけれども、早急にこのような方向に目指してやっていくということになっていこうかと思えます。

しかしながら、一方では今回も予算計上しておりますように、建物の耐震化の問題がどうしても間に入っておりますので、こういった経過も踏まえつつ、全体としては前に進めていきたいというふうに思っているところであります。

●高間委員長代行 厚谷委員。

●厚谷委員 ただいまの答弁についてはわかりました。

それで、今後、運営協議会が開催されるということでございますので、恐らくその時点でまた今後の協議の取り進め方というのが十分検討されるのだというふうに思うのですが、当日、私もシンポジウムに参加しておりまして思ったのが、今の時点からあの時間軸でスタートしていくのかなという内容だったと思うのです。

それで、当日、直接の発言の時間も制限されていたということでメールも受け付けをしていただいて、その中に実は私の方からは博物館に対する市民の評価についてぜひご配慮を願いたいというような文を送ったと思うのですよ、と申しますのは、財政再建団体に移行するに対して、いわゆる観光事業

の一部として博物館が受けとめられていた経過があって、いわゆるそういう箱物があつたがゆえに、これだけ債務が膨らんだんじゃないかという思いを持っている市民の方もまだいらっしゃいます。

そういう中で、一方では世界的に見ても非常にすばらしい博物館であるということがどこか忘れられがちになっておりますので、ぜひそこを市民の皆さんの認識も少し一步進めていただいて、それとあわせて全道、全国のいろいろなお力添えを今後、協議会の中で反映していただくと、こういう作業が必要ではないのかなというふうに感じたところなのですが、そのあたりについては何かございますか。

●高間委員長代行 教育長。

●小林教育長 厚谷委員がおっしゃられたように、一昨年から社会教育施設ということで、従来までは教育委員会は全くそういった博物館についてはタッチしていない状況の中で、私どものところでこれを受けるということであります。

したがいまして、教育委員会としてもいろんな配慮はしなければならないというふうに思いますが、あの施設が道内はもとより、日本的に見ても非常に保存というか、管理維持されなければならないだろうという施設だろうという認識はそのとおり持っているところであります。

したがいまして、内容の問題もそうではありますけれども、市民にとってどうなのかということであれば、やはりもっと市民に身近な施設、炭鉱施設というだけではなくて、もっと身近な施設になるような仕組みといいますか、そういったものはできないのかなということもあわせて今回も協議の中で議論をしていければいいかなというふうに思っているところであります。

●高間委員長代行 よろしいですか。

関連で、熊谷委員。

●熊谷委員 博物館の関連をお願いします。

先ほどの運営協議会がこれからスタートすることだったのですけれども、ぜひ今、教育長の方からも市民の身近な施設になるような仕組みという

ことだったのですが、十分に市民の意見を取り入れた形になっていただきたいなというの思いますので、ぜひこの運営協議会の中に市民の公募というのも考えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

●高間委員長代行 教育長。

●小林教育長 限られた時間の中で、限られたスピード感を持ってやっていかなければならないだろうというふうには思っております。

そういった中で市民の意見というような反映のされ方をするのかというのは、いろいろなやり方があるかと思います。

今、委員がおっしゃったように、その中に入っていてという形もあるのでしょうかけれども、必要な状況の時には来て意見を伺うと、こういったことも当然、出てくるのではないかというふうに私としては考えているところです。

そういった議論の積み重ねの中で前に進めていきたいということですので、その点もひとつ理解をいただきたいというふうに……

●高間委員長代行 よろしいですか。

それでは、関連でもいいですし、ほかにでもいいですし、ございますか。

熊谷委員。

●熊谷委員 今回、生活困窮者自立支援法というのが出たことについて、予算措置もされているわけですが、貧困問題ということでちょっとお伺いしていきたいというふうに思います。

委員会での説明の中で、夕張としてはこれから当面、就労可能な生活困窮者の受け入れ企業や公的サービスなどの社会資源にかかわる情報の蓄積を図るとともに、生活困窮者支援のネットワークの構築により、対象者やニーズの把握に努めるというふうに説明されたと思うのですが、把握に努めるだけではないのですよね。例えば就労にかかわってのそういう相談に乗って、仕事を紹介するとか、いろいろなことがあると思うのですが、この辺どの程度に考えていらっしゃるのか教えてください。

●高間委員長代行 板垣生活福祉担当課長。

●板垣生活福祉担当課長 生活困窮者の自立支援法の施行、4 月からということございまして、先般 3 月の委員会で概要について説明させていただいたところであります。

まず、対象者のニーズ把握につきましては、まず近々、庁内連携がまず大事だろうということで就労対策部門ですとか、保健部門、あるいは生活福祉、生活保護等で、担当者会議をやりまして、この内容について説明いただきまして、それぞれの視点で例えば引きこもりですとか、ニートですとか、あるいは収納がかなりたまっている世帯、これを庁内で連携しながら、まず対象の把握に努めたいということで、あとその対象の把握をしましたら、まず今、社会保障制度というのがまず一つありまして、その下はというと最後のセーフティーネットである生活保護ということになっています。

この自立生活困窮者の制度につきましては、その間の隙間を埋めるということで、生活保護に逆走しないという部分が非常にキーワードになってまいりますので、それらの方を就労に結びつけるということで、4 月から自立相談支援事業、これにつきましては委託事業ということで連携をとりながら先ほどお話をさせていただきました対象者の人数把握、こちら情報提供しながら 1 人でも、2 人でも自立できるような仕組みにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 職員が大変な中、本当にご苦労さまだというふうに思うところです。

3 月 1 日の新聞の記事で、生活困窮者対策について制度を生かす知恵がほしいということで、記事が載りました。

それで、この中に困窮家庭への子どもへの学習支援も準備していると、法律の中でそういうのがあるということなのですが、その点は市としてはどのようにお考えですか。

●高間委員長代行 担当課長。

●板垣生活福祉担当課長 生活困窮の 27 年度予算要求につきましては、二本、自立相談支援事業と住宅確保が急務喫緊 ということで、これはいわゆる必須事業となっております。

熊谷委員、今お話された部分につきましては、この生活困窮にかかわる、いわゆるメニュー事業で選択、各自治体において地域の実情において選択できるという事業で、お話いただきました学習支援事業等、4 事業ぐらいございます。

空知管内の市 10 市で申しますと、この選択事業をやるのは岩見沢市だけです。残り 9 市については、夕張市含めて実施しないということで、まずはこの必須事業を新しい制度ですから、足下を固めて、次のステップとして見据えているという自治体が多いと思いますので、当市におきましてもそのような考え方で 27 年度は必須事業をやるというようなことで決定したところでございます。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 わかりました。

それで、先ほどもちょっと述べましたが、全国で子どもの貧困率というのは 6 人に 1 人という数字が出ているわけですが、夕張市においてこういう数字というのはいかがでしょうか、わかるのでしょうか。どうですか。

●高間委員長代行 担当課長。

●板垣生活福祉担当課長 熊谷委員のご質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策ということで、これも新しい制度で、ご承知のとおり昨年 1 月、子どもの貧困に対する法律ですね、これが施行され、同年 8 月、閣議決定で大綱が出されたというところでございます。

趣旨といたしましては、子どもたちの未来がその生まれ育った家庭環境、これによって左右されることが少なくないという状況に鑑みて、あるいは親から子どもへと貧困の連鎖、これを断ち切るという視点で法律なり、大綱ができたというところでございます。

さまざまな子どもの貧困の指標というのが国から考え方で示されて、全部で 25 の指標、生活保護の家庭の高校の進学率、あるいは中退、あるいは大学、専修学校等への進学率等、いろいろある中で、子どもの貧困率につきましてもその 25 ある指標の一つとして 16%程度だと思いますけれども、示されたところであります。

この子どもの貧困率という指標につきましては、かなり複雑な計算がございまして、等価可処分所得というものに対しまして、世帯人員を平方根にして乗じた数というような感じで、かなり細かくて課税台帳等かなり拾ってやるような感じで、ある市ではかなりの時間を割いて出したというのも伺っているところであります。

当市の示した子どもの貧困率につきましては把握はしておりません。ただ、しかしながら生活保護の世帯人員ですとか、あるいは保育所の所得階層で非課税世帯等、そういうものも物差しとしてできる資料ではじくとなると、一定程度の数字は出るのかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 わかりました。

よく対応の問題もこういう予算委員会の中でも出てくるのですけれども、例えば水道料金、それから市営住宅の滞納、国保の滞納、給食費の滞納、そういったことが貧困と密接につながっているというふうに思うのです。滞納があるということは、貧困で非常に大変な暮らしをされているのではないかということが推測されるというふうに思います。

そういう意味で、やはり先ほどもちょっと申し上げましたが、貧困対策としても就学援助についてもぜひ国のほうに要請していただきたいというふうに、額の拡大について思いますし、それから給食費については、ほかの市町村では給食費全額全員免除という地域も出てきましたよね。もし、夕張市がやるとしたらどの程度の予算が必要なのか、それから給食費の滞納というのは今、どのくらいの方が

いらっしゃるのかちょっと教えていただきたいのですが。

最初のほうの予算は後でも結構です。給食費の滞納というのは今すぐわかりますか。

●高間委員長代行 教育長。

●教育長 給食費については学校の方でやっておりまして、毎年、この問題にぶち当たっているということでございます。

今、手元に正確な数字持ち合わせておりませんが、昨年度、25 年度につきまして、小学校の方からなかったというふうに記憶しております。中学校の方は幾らかあったように聞いています。

今年度については今、ちょうど年度末になりますので、いろいろと滞納している、段階がありますけれども、かつてかなり滞納が出て困った時期に比べると、最近は向上しているというふうな理解でおります。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 夕張市においては、いろんな滞納の方たちに対して非常に良心的というのですか、本当に市民のことを考えて、低額でも毎月納めていけばいいよという形で、本当に市民のことを考えてくださっているなということは常々思っているところでです。

今回、その生活困窮者自立支援法ができたということと、それから子ども向けのさまざまな施策が国からも出てきているというところでは、ぜひとも子どもたちが、もちろん一般の市民もそうなのですが、安心して夕張で暮らしていけるように、給食費の、せめて給食費だけでも何とか全世帯が無理であれば、その所得に応じてというのですか。無料の対象の枠を広げるとか、一步でも少しでも前進させてもらえないかということを思うんですが、いかがでしょうか。

●高間委員長代行 これは要望ではなくて答えを聞きたいですね。

いろいろ含めて市長から。

●鈴木市長 熊谷委員のご質問で、さまざま先ほ

ど利用可能ないつでも使える廃校の誰でもただでというお話だったり、いろいろ負担軽減のお話もあるんですけれども、子育て環境だとか、市政全体で力を入れるところと、どこに重点的に予算配置しているかというのは考えなければいけないと思いますが、給食費の部分についても滞納はそんなにないということで先ほど教育長が話がありましたけれども、やはり一定程度かかるところは納めていただくということも当たり前には求めていかなければならないと思いますし、子育てをする、なかなか生活的に厳しいところに対しての部分、どういったフォローアップをしていくのかという、全体を見ながらやっていかなければいけないと思います。

それぞれ全て無料でやるというのは考え方一つあるのかもしれませんが、本市の財政状況やどこに力を入れていくかということを総合的に考えないと、なかなかそこは難しい議論だなというふうに私は考えております。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 はい、わかりました。

生活保護のことでちょっとお聞きしたいのですが、いろんな方たちから相談を受けて、私も一緒に生活保護の窓口に行って担当者とお話ししたりするのでありますが、いつもそこで問題になるのが車を持っている方たちに対して、これは絶対無理ですという言い方をされます。

私たち共産党議員団というのは、道に行って、道の役員の方たちとも交渉するのですが、そのときにそのことを何とかならないのかというふうに言いますと、道としては仕事や通院に必要な車の場合は持ってはならないというふうにはしていないと、それはもう 1 回、市の担当者に聞いてくださいというふうに何度も実は言われています。

それで、最近の調査によりますと、例えばシングルマザーの方が子どもを持ちながら働いているときの経済状況とそれから生活保護になったときの経済状況を比べると、生活保護になったときのほうが上回るのですよね、大抵の半数以上という数字でした。

そういう状況の中で、シングルマザーの方たちは女性の賃金ってどうしても男性より安いわけですから、そして多くの場合は子どもを引き取っている方が多いわけです。

そういう中でダブルワーク、トリプルワークで頑張っている、必至に生活しているということがよく耳にする話なわけです。

そして今後もそういう方を支援するとすれば、車を持ってしっかり働いてもらって、そして足りない部分を生活保護で支援するというのが本当の支援ではないかなというふうに思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

●高間委員長代行 主幹。

●平塚保健福祉課主幹 熊谷委員の質問にお答えします。生活保護は日々、相談を受けて年間 20 件以上の相談があって、その中でももちろん車の所有に関する問題、通院に関する問題、さまざまな難しい課題を皆さん抱えていらっしゃるわけですが、車については何でもかんでもだめと言っているわけではなく、個々の状況に応じて、例えば身障を持っている、障がいを持っている、通院が遠隔地、将来自立に向けて、実効性に向けてその車がやっぱり大事だよというさまざまな事情がありますので、そういったことも踏まえて回答しているわけで、全くだめという制度ではありませんので、そこは補足したいと思います。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 私からお話させていただいた担当の方も、絶対だめということではないのですが、例えば病院や仕事の帰りにお店に寄って夕食の食事の材料を買ったと、それはもうだめですかという言い方をされます。それでも生活はできないわけですよね。

先ほどのシングルマザーの方は仕事の帰りに普通にお店に寄って食材を買って、夕食をつくるというのは当たり前のことなわけです。そういうことがだめと言われたら、それは事情によってはオーケーしているということにはならないと思うのですが、その辺はいかがですか。

●高間委員長代行 主幹。

●平塚保健福祉課主幹 お答えします。

まず、生活保護は考えなければならないのは、一般世帯との均衡というのがまずあります。それと地域性、それとその方の将来に向けた自立更生に当たってどういうことを考えなければならないかということだろうと思います。

したがって、車は実際、市内に行くとき公共交通機関が全くないわけではない、自分の障がいとか持っている方は障害手帳を持っている方は別として、いろんな方がいて、買い物、通院、いろんな用途があると思うのです。そういうのがあって、その将来の自立に向けて、本当に真に必要な状況であるかどうかということが大事だろうかなと。

そういうことを鑑みて、皆さんには助言するようにしています。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 今、将来に向けての自立ということをおっしゃいましたけれども、今、私がお話ししている例というのは、そのお母さんは既に仕事を持って働いて頑張っているわけです。でも、その中でもさっきから言っているように、男性に比べて女性というのは割と低賃金で抑えられている場合が多いと、そういう中で収入状況とかお聞きすると生保の対象になるのではないかという程度のものだったりするわけです。

自立はしているのですけれども、こういうふうに困窮者を支援するという立場から考えたときには、その仕事もしっかり続けてもらう、だけど収入がこれしかないということであれば、不足の部分を市が支援するというのも生活保護ではないと思うのです。

そういう方、聞きましたら、やはり土日もほかの仕事で働いたりするわけですよね。そうすると子どもさんと一緒に過ごす時間もない。

そういう中で、体、相当疲弊していくと、そういう状況が目に見えるわけです。

それを市として支援できるのか、できないのかという質問です。

●高間委員長代行 結局、これは内容が個別的なので、ちょっと答弁は、個別案件なので、ちょっとどう答えるかわかりませんけれども。

主幹。

●平塚保健福祉課主幹 お答えいたします。

個々のケースについては、事情もいろいろさまざまでありますので、一般的には誤解を招くということもございます。

一旦お話を相談をお伺いして、その上で丁寧に対応したいと思います。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 わかりました。

では、この生活困窮という貧困問題ということに関連して、最後にプレミアム商品券について伺います。

プレミアム商品券がこれからだということで、商工会議所の方からも伺っているのですが、こほかの地域では介護利用料にも使えたり、市内の医療機関でも使えたり、それから電気料金の支払いなどにも使えると、そういう使い方をもう決めている自治体があります。

夕張でも、例えば子育て世代とかですと、食費とかに使いますから、割と使いやすいと思うのですが、高齢者なんかなってきましたと、食品というのはそんなら使わないわけで、介護とか医療とかにかかる、そういう方もたくさんいらっしゃると思うんです。

市内のそういう事業所、医療機関や介護機関にもぜひ使えるようにしていただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

●高間委員長代行 産業課課長。

●木村産業課長 国からいろいろ QA が来ています。まず電気料金は国は認めないと言っています。それと、福祉用具につきましては、ほとんどの介護保険の中で利用ができます。それで、今回、国が言っているのは横出し上乗せ、市町村で特別に予算措置している分はいいという内容でございます。

ただ、夕張市においては、そういう横出し上乗せ

はないものと思いますので、通常の介護保険料の方も 1 割負担で利用できるもので、問題ないというふうに思っております。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 済みません、ちょっとよくわからなかったのを確認ですが、介護保険料の 1 割負担には使えるということですか、使えないということですか。

●高間委員長代行 産業課長。

●木村産業課長 1 割負担分は使えません。ですから、横出し上乗せと私、言ったと思うのですが、その部分は利用可能という国からの回答が来ております。

以上です。

●高間委員長代行 よろしいですか。

皆さんほかにはありますでしょうか。大綱質問で。

それでは、ちょうど区切りがよくというか、ちょっと早いのですが、以上で大綱質問の方を…

●熊谷委員 終わってしまうのですか。

では、もう 1 件だけ、済みません。

民間賃貸アパートに予算がこれからついていくということで、今年も載っているわけですが、人口の定住対策ですよ。

それで前回、委員会でもお聞きしたのですが、なかなか今、空いているところに入っていただくような住宅はないのだという、条件に合わないのだということだったので、雇用促進住宅について伺いたいと思うんです。

雇用促進住宅は、もちろん市の管轄ではないということになると思うのですが、被災者支援の方、関連で公営住宅に掃除に行ったことがあるのですが、非常にきれいで、お風呂もついていて、まだまだ人が住めるなという状況だと思います、空いているところがたくさんありますよね。

そういうところを何とか国との話し合いの中で、この夕張市民、夕張市に来て住みたいという方にはぜひ使っていただけるような特別措置を国にお願い

できないのかということをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

●高間委員長代行 答弁調整をいたします。

今の質問に関しては、午後から答弁をしたいと思っています。

それでは、午後から今の答弁をいただいて、後、款項目に入りたいと思います。

1 時再開ということでよろしくお願いいたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

●高間委員長代行 それでは午後の部を再開したいと思います。午前中に引き続きまして、大綱質問の答弁ということで、参与のほうからお願いいたします。

総務課長。

●寺江総務課長 雇用促進住宅の入居にかかる熊谷委員からのご質問にお答えをしたいと思います。

雇用促進事業団並びに雇用促進住宅については、これまでの経緯というものがございますので、一旦ここで整理するためにも、これまでの経緯についてまず申し述べたいと思います。

雇用促進事業団は、労働者の技能習得や向上、雇用の促進などを目的として、昭和 36 年に雇用促進事業団が設立をされております。

昭和の時代の流れとともに、雇用促進事業団は平成 11 年には雇用能力開発機構というものに移行してございます。この背景には、当時の政権内閣において、特殊法人等の整備合理化という大義がございましたので、独立行政法人の整備という閣議決定を受けてこういう形になっていると。

その後、雇用能力開発機構は平成 23 年に独立行政法人雇用能力開発機構法を廃止する法律の施行により、現在は雇用能力開発機構組織そのものが廃止となっているという経緯がございます。

したがって、旧雇用能力開発機構が所有管理をしておりました当該住宅についても、現在は国、

あるいは機構から受け継いだ高齢障害求職者雇用支援機構というものに管理そのものが移管となっているという経過がございます。

一方、その中で本市にあっては平成 21 年に花畑牧場という企業の進出がございました。この企業の雇用に当たっては、市外からも多くの雇用者が見込まれるという背景から、市といたしましてはこのご指摘のあった雇用促進住宅の使用について厚生労働省に問い合わせをしたという経過がございます。

本市の特殊事情に鑑みて、一定期間の使用延長が認められたものの、あくまでもこれは雇用促進に資するという目的がございますので、それ以外の新たな入居は認めないという当時の国からの返答があったところです。

しかし、一定期間の使用延長が認められたものの、企業そのものが限定的な使用期間でなく中長期的な使用を見据えて住宅を確保したいという意向がございましたので、結果的には当時、雇用促進住宅を使用するに至らなかったという経緯がございます。

この雇用促進住宅は、既に閣議決定において平成 33 年度までに全部譲渡、あるいは廃止することが決定されておりまして、先ほども申し上げたとおり今に至っても新たな入居は認めないという大きな方針がございます。

したがって、委員からご指摘のありました空いているから入居を認めればいいのかという指摘は通らないということでございまして、また、そういう性格の住宅ではないということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 経緯についてはよくわかりました。

ただ、4 年前の 3・11 の被災者に向けては全国でそれを貸与するという、新たなそういう方針が出ていると思います。

北海道の中でも被災者の方たちが集団となって、ずっとこれからも住めるようにしてもらいたいと、そういう運動も続けていて、毎年毎年、更新されて

いるというふうに伺っております。

1 年 1 年ということで、非常に不安な状況ではあるのだけれども、やはり避難されている方たちの思いからいうと、1 年たったからといって出てきた現地は放射能がきれいになって、子どもが安心して住めるという状況はないと、そういうことから考えれば戻れないという思いの方たちがたくさんいらっしゃるという中で、これから当分の間、続いていくのだと、被災者に向けての雇用促進の使用がですね、というふうに考えられるというふうに思います。

一つ思うのが、そういう今状況の中で、特別な枠組みで被災者に対してはそれを貸し出していると、それから伺ったところ今、仕事を持って住んでいらっしゃる方も今、実際にいますよね。夕張市の雇用促進住宅の中に。

そういう状況の中で、やっぱり市民の皆さんの思いは以前にも申し上げましたとおり、たくさんの方たちが市外から通ってくると、そして何とか夕張で住宅ほしいという方もたくさんいたけれども、なかなかそれがうまくいかないの、やむなく仕事もやめていたり、それからほかの町から通って来ているという人たちもたくさんいると、そういう方たちに何とか夕張に住んでもらいたいというのが、一番の強い思いはあって、空いている住宅、市営住宅でも雇用促進でも、そこを使って住んでもらえないのかというのが一番根底にあるわけです。

今、夕張が再生団体ということで、国内で唯一なわけで、そういう特殊な事情の中で、国との交渉の中でそういうことができないのかという、そういう思いですので、今すぐ結論とかということではなくて、ぜひ今後に向けて検討していただけたらなということです。

●高間委員長代行 総務課長。

●寺江総務課長 私の記憶では午前中のご質問の中には、今言われたような被災者の移住に当たっての入居ということには触れられていなかったと思いますので、今、委員からご指摘のあった被災者の移住の受け入れについては、またこれは限定的な部分

だというふうに思いますので、この雇用促進住宅の新たな入居の部分の議論にはちょっとなじまないのかなというふうに思っています。

それと、後段のほうで多くの労働者といいますか、会社の従業員たちが市外から通われているという現状も触れておりました。

そういう現状があるがゆえに、本市としては市営住宅の再編はもとより、今、民間賃貸住宅の建設促進に努めているという基本姿勢がございますので、今、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、この雇用促進事業団という国の方針によって、これからの使用期間が極めて限定されているという現状を踏まえながら、市として対応できる民間の賃貸住宅の建設促進などに取り組んでいるということで、ご理解をいただきたいなというふうに思うんです。

以上です。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 おっしゃるとおり、もちろん民間賃貸も本当に大事だというふうに思います。

ただ、それは 1 年間にたくさんつくれるという状況ではないということがあるわけで、市民の皆さんの思いとしては、今、空いている住宅で使えないのかというのが大きなポイントですし、まして全国唯一の再生団体で、国の管理下にあるということであれば、国に直接そういう話をして、そういうことができないのかという、そういう思いがあるということとで。

●高間委員長代行 総務課長。

●寺江総務課長 今のお話の中で、多くの市民がとおっしゃいました。どのくらいの数の方がそういう要望をおっしゃっているのか、私たち把握できておりません。

そういう声が多ければ多いほど、これからの市の住宅確保策というのもおのずと決まってくるというふうに思いますので、委員がおっしゃるその多くの市民がというのは大体どのくらいの数のおおっしゃっているのかちょっと逆に教えていただければありがたいです。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 人数的に何人ということではありません。

(「では何をもって……」と発言する者あり)

だから今、お話ししているじゃないですか。

昨日、再生市民会議が主催しまして、元市長が今日はお休みされていますが、藤倉さんのお話を聞く会もやったのですが、その中でたくさんの市民の方、五十数人出席がありました。その中で出た話の中で、何人かの方がそういうことをおっしゃって、会場で本当にそうだよねと、空いている住宅何とかならないのか、そして今、国の法律がこうだからこうではなくて、今この唯一の再生団体という立場で、国の管理下にあるということなんだから、もっと国ともそういう交渉をしながら、夕張独自のそういうことを考えていけないのかという、そういうことをこれから市民としても、そういう声を大きくしていく必要があるんじゃないかという、そういう話し合いがありました。

そういうことで申し上げます。

●高間委員長代行 総務課長。

●寺江総務課長 唯一の再生団体であるからという、その位置づけがよく私は理解できませんが、先ほどの答弁で申し上げたとおり新たな企業の進出に伴って住宅が不足するという現状に鑑みて、国とそういう交渉を行ったという経緯は先ほどお話ししたとおりです。

その上に立って、国の方針が極めて限定的な使用期間の延長ということでございましたので、これから交渉ということになると、それは厳しいものがあるのではないかなというふうに思います。

それと、市民のニーズの捉え方ですが、我々はやはり多くの市民のニーズを取り上げながら、この限られた財源の中でやれることはやっていこうということで今いろいろな施策に取り組んでいるんです。

そのことにご理解をいただきながら、民間賃貸住宅の建設戸数、建てる相手がある話ですので、今できる範囲で精一杯そういった市外から通われている

方をどう本市に住んでもらえるのか、そういう視点で住宅政策にもしっかりと取り組んでいるということをご理解いただきたいなというふうに思います。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 住宅政策、頑張っていたいただいていることはよく理解しております。

先ほどから言っているのは、国の法律はこうだから、今の現状がこうだからということだけではなくて、もっとそれを打ち破るようないろいろな政策もあつてしかるべきではないかということを上げて、質問を終わります。

●高間委員長代行 市長。

●鈴木市長 熊谷委員が先ほど来からお話している部分で、少し考え方の相違があるかもしれませんが、空いている住宅があるなら利用すればいいんじゃないかという発想は、確かに思いつくとは思いますが、そもそも本市が取り組んでいる中で、空いている住宅はいっぱいあるのですが、そもそも広域の中で分散している住宅をコンパクト化して住宅再編を適正に図っていく、空いているところに長期入居を無計画にやっていくということで、持続可能なまちの維持に障害なってくるという部分も同時にあります。

また、国に対して今の法律で問題があるのであれば、それを再生団体だろうが何であろうが、それが運用上いろんな問題があるのであれば、我々は行政としてそれを訴えております。

例えば、今、改良住宅だとか、住宅再編事業に当たってもその根拠法にある部分で柔軟解釈ができないとか、それは地域活性化モデルケースの総合コンサルティングや、または国に対する制度改正を求める直接の場ですとか、そういうところでもしっかりお話をしています。

ただ、それは無作為に空いているから入れればいいじゃないかという世界ではなくて、今後、20年にわたって本市が持続可能な形を維持する上で、財源も限られていますので、効率的にさらに市民の皆さま

んの声に寄り添う上で、現行法上障害になっている部分とか、そういうお話であれば当然、議論の余地ありますが、空いているから入れればいいじゃないかというような話になってくると、それによってどういった長期的なビジョンが委員の中にもあるのかも、そうですけれども、そのお話されている方も含めて、そういったその場で思いついたことの発想の繰り返しだと、なかなか持続可能なまちの形成であったり、また法律をその都度見直してくれということとを訴えるということも、なかなかそれは十分な根拠を持って訴えるということにはなりません。

ですから、我々は何も国に対して法律があるから何も言わないということも今までもありませんし、これからも長期的な視点に立ってまちの構造をかわていくということに主眼を置きながら政策展開をしていくと。足りない部分の民間賃貸住宅については建設促進をし、これも今、予算審議ですので、次年度の予算においても計画前倒しで 20 戸登載しています。

ですから、そういったところに対しても一般の方がお話をされたときに、委員からもそういった取り組みについてお話をしていただきたいというふうに私は考えております。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 その点についてなのですけれども、今回の 20 戸ですよ。

それで、私が申し上げているのは、雇用促進をずっと永久的に使っていくということではなくて、数年間、もし使えるとしたら、その間にお金をためていただいて、市内に家を建てていただいて、そこからこれから 20 戸以上、1 年間に 20 戸しかできないとしたら、民間賃貸も増えていく中で、数年後にはこちらに移っていただくとか、そういう限定つきな、そういったことも総合的に検討してそういうことができないのかなということを思って提案をいたしました。

以上です。

●高間委員長代行 これは要望ということで終わ

りたいと思います。

それでは、次、ありますでしょうか、大綱的な質問は。

もし、なければ、ここで移っていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、大綱的な質疑は、以上で終わりたいと思います。

次に、款項目に入っていきたいと思います。

各会計予算案の審査に入ります。

初めに、一般会計でありますけれども、事項別明細書により、歳出から審査してまいります。

初めに、55 ページをお開きください。

1 款議会費、56 ページまでであります、何かあります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●高間委員長代行 ないようですので、2 款総務費、57 ページから 74 ページまで。

厚谷委員。

●厚谷委員 総務費の企画費でございますが、委託料 1,200 万円、ふるさと納税特産品総務委託料ということなのですが、これは新年度についても夕張メロンの発送ということでよろしいのでしょうか、それともうほかの品目も何か追加されるのか、そういったことがあればお伺いしたいと思います。

●高間委員長代行 室長。

●工藤まちづくり企画室長 厚谷委員のご質問にお答えいたします。

27 年度のふるさと納税の特産品については、夕張メロンというものについては昨年と同様と、ただ、平成 26 年度においては優品一つというものに限定しておりましたが、少々バリエーションの拡大というものを平成 27 年度より始めたいと考えております。

●高間委員長代行 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、3 款民生費、75 ページ

から 85 ページまでです。

〔発言する者なし〕

ないようですので、次に行きます。

4 款衛生費、86 ページから 94 ページまで。

〔発言する者なし〕

次、5 款農林業費 95 ページから 98 ページまで。

〔発言する者なし〕

6 款商工費、99 ページです。

〔発言する者なし〕

7 款土木費、100 ページから 110 ページまでです。

〔発言する者なし〕

次、8 款消防費、111 ページから 114 ページまで。

〔発言する者なし〕

次行きます。9 款教育費、115 ページから 130 ページまで。

厚谷委員。

●厚谷委員 117 ページ、一般管理費のスクールバス運行の関係なんですけれども、法改正があった関係で、いわゆる委託料が約 3 倍近くというふうになっていると状況については予算書を拝見してのとおриだと思うのですが、今回、この委託料を計上するに当たって、例えばこれを直営に戻したほうがいいのではないだろうかとか、場合によってはこのスクールバスを廃止するということが検討されたのかどうかということなのです。

申し上げたいのは、場合によっては定期代を発行して……

●高間委員長代行 教育課長。

●古村教育長 厚谷委員のご質問にお答えいたします。

スクールバスですけれども、確かに法改正等によりまして、金額が大幅に上がっております。

その時点で、私どもとしては教育委員会が直でやる方向、それからその他に関してもいろいろと考えてきましたけれども、最終的に自前でやるのは非常に厳しいというようなことがありました。

ということで、予算的にはこの程度、販売の程度の金額となっていますが、それ以降、バス会社と交

渉して少しでも安くできるような措置でのことでは考えております。

●高間委員長代行 よろしいですか。

ほかにはございますか、教育費。

〔発言する者なし〕

それでは、次、10 款公債費、131 ページです。

〔発言する者なし〕

次、11 款諸支出金、132 ページ。

〔発言する者なし〕

次、12 款予備費、133 ページです。

〔発言する者なし〕

ございませんので、次に職員手当等に入ります。

134 ページから 135 ページまででありますけれども、ご覧願いたいと思います。

〔発言する者なし〕

次に、歳入に入ります。

戻りまして、11 ページをお開きください。

1 款の市税、16 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

次、2 款地方譲与税、17 ページから 18 ページまでです。

〔発言する者なし〕

次参ります。3 款利子割交付金、19 ページ。

〔発言する者なし〕

次、4 款配当割交付金、20 ページ。

〔発言する者なし〕

5 款株式等譲渡所得割交付金、21 ページ。

〔発言する者なし〕

6 款地方消費税交付金、22 ページ。

〔発言する者なし〕

7 款自動車所得税交付金、23 ページ。

〔発言する者なし〕

次、8 款地方特例交付金、24 ページ。

〔発言する者なし〕

次、9 款地方交付税、25 ページ。

〔発言する者なし〕

10 款交通安全対策特別交付金、26 ページ。

〔発言する者なし〕

次、11 款分担金及び負担金、27 ページ。

〔発言する者なし〕

次行きます。12 款使用料及び手数料、28 ページから 31 ページまで。

〔発言する者なし〕

13 款国庫支出金、32 ページから 36 ページまで。

〔発言する者なし〕

14 款道支出金、37 ページから 41 ページまで。

〔発言する者なし〕

15 款財産収入、42 ページから 43 ページまで。

〔発言する者なし〕

16 款寄附金、44 ページ。

〔発言する者なし〕

17 款繰入金、45 ページから 46 ページまでです。

〔発言する者なし〕

18 款繰越金、47 ページ。

〔発言する者なし〕

次、19 款諸収入、48 ページから 53 ページまでです。

〔発言する者なし〕

次、20 款市債、54 ページです。

〔発言する者なし〕

それでは次に、8 ページをお開き願います。

そこには第 3 表地方債が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、1 ページをお開きください。

第 4 条に歳出予算の流用が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、付属資料に入りますが、136 ページから 143 ページまでに給与費明細書が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、債務負担行為に関する調書が 144 ページに記載されておりますので、ご覧願います。

次に、地方債に関する調書であります、145 ページから 146 ページまで記載されておりますので、ご覧願います。

以上をもって、一般会計の審査が終わりました。

●高間委員長代行 次に、国民健康保険事業会計に入ります。

147 ページから 191 ページまで、一括して審査を行います。この款で質問がある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、国民健康保険事業会計の審査を終わります。

●高間委員長代行 次に、市場事業会計に入ります。

192 ページから 199 ページまで、一括して審査を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、市場事業会計の審査を終わります。

●高間委員長代行 次に、公共下水道事業会計に入ります。

200 ページから 221 ページまで、一括して審査を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、公共下水道事業会計の審査を終わります。

●高間委員長代行 次に、介護保険事業会計に入ります。

222 ページから 265 ページまで、一括して審査を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、介護保険事業会計の審査を終わります。

●高間委員長代行 次に、診療所事業会計に入ります。

266 ページから 275 ページまで、一括して審査して行います。

熊谷委員。

●熊谷委員 診療所のところで、繰入金が相当額減っていますが、このことについてどういうことか教えてください。269 ページです。

●高間委員長代行 財務課長。

●石原財務課長 質問にお答えいたします。

繰入金の減っている内容でございますけれども、これは病床に対する負担金というのがありまして、その根拠は交付税の算定によるものを繰り返しているものでございますが、その算定額が減額したために減少となっているということでございます。

以上です。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 一部新聞報道ではベッド数が 3 床減ったとか、減るとかというようなことがちょっと新聞で報道されたのですが、そういった事実がありますか、ありませんか。

●高間委員長代行 財務課長。

●石原財務課長 現在のところにつきましては、27 年度の予算編成を上がったところなので、その編成の中ではそういう内容については関知しておりません。

●高間委員長代行 熊谷委員。

●熊谷委員 今後、もしかしたらそういうことも出てくるのかなというふうに思うんですが、誤報だったら誤報でいいのですけれども、今後のことも考えますとぜひともベッド数の減というのはない形で頑張っていただきいたなというふうに思うんです。

●高間委員長代行 福祉課長。

●及川保健福祉課長 診療所の病床等の体制につきましては、現行 19 床、それを維持するということで診療所とも協議しておりますので、減るというお話については、全く初耳でございます。

●熊谷委員 わかりました、済みません。

●高間委員長代行 ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、診療所事業会計の審査を終わります。

●高間委員長代行 次に、後期高齢者医療事業会

計に入ります。

276 ページから、297 ページまで一括して審査を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、後期高齢者医療事業会計の審査を終わります。

●高間委員長代行 次に、水道事業会計に入ります。

1 ページから 25 ページまで、一括して審査を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですから、水道事業会計の審査を終わります。

●高間委員長代行 次に、各会計予算が終わりましたので、議案の審査に入ります。

議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 17 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 25 号、議案第 26 号、一括質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で、全ての審査が終わりましたので、取りまとめに入ります。

本会議に報告する委員長の口頭並びに文書報告の文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特に異議がありませんので、正副委員長にご一任願います。

なお、委員長の口頭並びに文書報告につきましては、この会議の全文が会議録に登載されますので、結果のみの報告といたすことにしておりますので、あらかじめお含み置き願います。

それでは、次に、採決に入ります。

議案第 1 号ないし議案第 8 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 17 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 25 号、議案第 26 号の 15 議案については、原

案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、異議がありませんので、本 15 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●高間委員長代行　これで、付託議案に関する審査が終了いたしました。この場合、財務課財務担当課長から報告したい旨の申し出がありますので、これを許してまいります。

財務課税務担当課長。

●三浦税務担当課長　平成 27 年度予算に直接関係するものではございませんが、例年、本席におきまして地方税法等の改正案についてご説明をさせていただいておりますので、本年の状況につきましてご報告をいたします。

現在、地方税法等の改正案が国会で審議されており、近日中には可決される見通しであります。施行日が平成 27 年 4 月 1 日の予定になっているものがございます。

その主な内容ですが、お手元に配布させていただきました総務省発信の地方税法等の司法を改正する法律案の概要の資料をご覧ください。

この中で、夕張市税条例の改正が必要となるものは 1 点目、地方法人課税における資本越えの課税標準である資本金等に関する改正、2 点目、消費税率 10% への引き上げ時期の変更等により、個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について対象期間を平成 31 年 6 月 31 日まで、1 年半延長するという改正、3 点目は車体課税の見直しですが、平成 26 年 11 月の臨時議会において条例改正を行わせていただきましたが、軽自動車税の税率について平成 27 年度に取得して一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例による経過を導入し、新規取得した翌年度分の課税を軽減する特例措置を講じるとともに、二輪車等にかかる税率の引き上げを平成 27 年 4 月 1 日から

28 年 4 月 1 日に 1 年延期する改正、それから固定資産税等における土地の負担調整措置を現行の仕組みを 3 年延長するというような内容でございます。

夕張市といたしましては、国会の可決後、速やかに改正内容に順次、市税条例の改正を行うことが必要となりますが、これらにつきましては専決処分にて処理をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、4 月 1 日施行以外の改正につきましては、通常どおり別途市議会に提案の上、改正を行っていくとするものでございます。

以上であります。

●高間委員長代行　それでは、ただいまの報告に対して、特に質問があれば受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、報告に対する質疑を終わります。

●高間委員長代行　それでは、これをもって行政常任委員会を終わります。

長時間ありがとうございました。

午後 1 時 37 分 延会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長 _____